

平成 24 年 9 月
東京税関業務部

関係各位

ワシントン条約附属書掲載種の改正について

ワシントン条約附属書Ⅰ及び附属書Ⅲの改正が平成24年9月25日に効力を生じることになりましたので、別添のとおりお知らせします。

別添1：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」の附属書Ⅰ及びⅢの改正について ～新たな掲載種の追加等～

別添2：官報第5892号（外務省告示第322号）

[問合わせ先]

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室

（電話：03-3501-1723）

（輸入関係）

通関総括第2部門（電話：03-3599-6338）

（輸出関係）

通関総括第4部門（電話：03-3599-6341）

お知らせ

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」
の附属書 I 及び III の改正について
～新たな掲載種の追加等～

平成 24 年 9 月 18 日
経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

平成 24 年 9 月 25 日より、ワシントン条約附属書 I 及び III が改正され、

- ①附属書 I に掲げるアジアアロワナ (*Scleropages formosus*) に (*Scleropages inscriptus*) が含まれることになるとともに、
- ②附属書 III にベルギー、キプロス、デンマーク（グリーンランドを除く）、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、スペイン、スウェーデン及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国から提案のあったニシネズミザメ (*Lamna nasus*)、
- ③附属書 III にコスタリカから提案のあったアカシュモクザメ (*Sphyrna Lewini*) が新たに掲載されます。

このため、平成 24 年 9 月 25 日以降にこれらの種の輸出入を行おうとする場合にあっては、外国為替及び外国貿易法等に基づく手続が必要となりますので、ご注意ください。

また、附属書 III に掲げる *Diospyros crassiflorides* (*Diospyros crassiflora*) (マダガスカル) (ディオスピュロス・クラシフフロリデス(ディオスピュロス・クラシフフロラ)) は削除されます。

なお、具体的な輸出又は輸入に関する手続きについては、下記の HP をご参照下さい。

【輸入】

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/cites_im2.htm

【輸出】

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/cites_ex.htm

(別紙)

1. ワシントン条約附属書《附属書Ⅰ》の改正事項

附属書Ⅰ【動物界】に掲げるアジアアロワナ (*Scleropages formosus*) に「*Scleropages formosus* には、*Scleropages inscriptus* を含むものとする。」旨の注を追加する。

附属書Ⅰ	附属書Ⅱ	附属書Ⅲ
Osteoglossidae (オステオグロッサム科) Arapaima, bonytongue (ピラルク類、アロワナ類)		
<i>Scleropages formosus</i> (注12) アジアアロワナ [Asian Arowana; Asian Bonytongue; Golden Arowana; Golden Dragon Fish]	<i>Arapaima gigas</i> ピラルクー、アラパイマ [Arapaima; Pirarucu]	

注12 *Scleropages formosus* には、*Scleropages inscriptus* を含むものとする。

2. ワシントン条約附属書《附属書Ⅲ》の改正事項

(1) 新たに附属書Ⅲ【動物界】に次の2目2種を掲載する。

学名等	一般的和名	掲載国名
【FAUNA】 [CHORDATA] [ELASMORBRANCHII] 《LAMNIFORMES》 <Lamnidae> (Lamna) Lamna nasus	【動物界】 [脊索動物門] [板鰓綱] 《ネズミザメ目》 <ネズミザメ科> (ネズミザメ属) ニシネズミザメ	ベルギー、キプロス、 デンマーク (注11) 、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシ

		<p>ヤ、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、スペイン、スウェーデン及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国 (注11 グリーンランドを除く。)</p>
<p>【FAUNA】 [CHORDATA] [ELASMORBRANCHII] 《CARCHARHINIFORMES》 〈Sphyrnidae〉 (Sphyrna) Sphyrna Lewini</p>	<p>【動物界】 [脊索動物門] [板鰓綱] 《メジロザメ目》 〈シュモクザメ科〉 (シュモクザメ属) アカシュモクザメ</p>	<p>コスタリカ</p>

(2) 附属書Ⅲ【植物界】に掲げる *Diospyros crassiflorides* (*Diospyros crassiflora*) (マダガスカル) (ディオスピュロス・クラシフロリデス(ディオスピュロス・クラシフロラ)) を削除する。

○外務省告示第三百二十号
 平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された「万国郵便条約の最終議定書」の第六条並びに第十一條一及び三は、万国郵便連合一般規則第二百六十六條一の規定に従い、次のように改正され、同改正は、平成二十四年七月九日に効力を生じた。
 (平成二十四年七月九日付け万国郵便連合国際事務局同章)
 平成二十四年九月二十五日
 外務大臣臨時代理
 國務大臣 藤村 修

最終議定書第六條を削除する。
 最終議定書第十一條一中「ブルガリア共和国」を削除し、同條一を次のとおりとする。
 1 サウジアラビア、カーボヴェルデ、エジプト、ガボン、英國の海外領土、ギリシャ、イラン・イスラム共和国、キルギス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン、シリア・アラブ共和国、チャド、トルクメニスタン、ウクライナ及びザンビアは、条約第十七條三の規定にかかわらず、通常郵便物のための調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

3 最終議定書第十一條三中「ブルガリア共和国」を削除し、同條三を次のとおりとする。
 3 アフガニスタン、サウジアラビア、カーボヴェルデ、コンゴ共和国、エジプト、ガボン、イラン・イスラム共和国、キルギス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、スーダン、スリナム、シリア・アラブ共和国、トルクメニスタン、ウクライナ及びザンビアは、小包について調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

○外務省告示第三百一十一号
 平成六年六月十七日にウィーンで採択された「原子力の安全に関する条約(平成八年条約第十一号)」に關し、同条約の寄託者である国際原子力機関事務局長から、同条約の未文に誤りがあり、「千九百九十四年九月二十日にウィーンで作成された」を「千九百九十四年六月十七日にウィーンで作成された」に訂正した旨通報があった。
 (平成二十三年一月二十七日付け国際原子力機関事務局同章)
 平成二十四年九月二十五日
 外務大臣臨時代理
 國務大臣 藤村 修

○外務省告示第三百一十一号
 昭和四十八年三月三日にワシントンで作成された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の國際取引に関する条約(以下「条約」という。)(附屬書I及び附屬書IIは、条約第十六條の規定等に従い、次のように改正され、その改正は、平成二十四年九月二十五日に効力を生じた。
 (平成二十四年六月二十七日付け条約事務局通告)
 平成二十四年九月二十五日
 外務大臣臨時代理
 國務大臣 藤村 修

附屬書Iに掲げるスケレロパゲス・フォルモススに、次の注を付する。
 注12 スケレロパゲス・フォルモススには、スケレロパゲス・インスクリプトゥスを含む。
 附屬書II
 動物界に板鰻綱(さめ類)ねずみさめ目ねずみさめ科の「ランナ・ナスス(ベルギー、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、スペイン、スウェーデン及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国)を加え、次の注を付する。
 注11 グリーンランドを除く。

動物界に板鰻綱(さめ類)めじろさめ目めじろさめ科の「スフェルナ・レウイニ(コスタリカ)」を加える。
 附屬書IIに掲げるテイオスビュロス・クラスイフロリス(テイオスビュロス・クラスイフロラ)を削る。
 ○厚生労働省告示第五百十七号
 次に掲げる組織えりDNA技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)第一A第二款に規定する安全性審査の手続を踏むので、組織えりDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成十二年厚生省告示第二百二十三号)第三條第四項の規定により公表する。
 平成二十四年九月二十五日
 厚生労働大臣 小宮山洋子

○農林水産省告示第二千二百三十三号
 出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法(平成十年法律第八十三号)第十三條第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。
 平成二十四年九月二十五日
 農林水産大臣 郡司 彰

品種又は品目	名	種 者
大豆	依能和能産産・オレイン酸及び除害剤フリーキチー卜耐性オレインONN87705系統	日本モンサント株式会社
品種又は品目	名 <td>種 者</td>	種 者
大豆	依能和能産産・オレイン酸及び除害剤フリーキチー卜耐性オレインONN87705系統	日本モンサント株式会社

品種又は品目の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の年月日
Centaura L.	Takti Europe B.V. Hoofdweg 19 1424PC De Kwakel, The Netherlands	平成24年8月6日
Chrysanthemum x morifolium Ranat.	Yoder Brothers, Inc. 115 Third Street SE Barberton, OH 44203, USA	平成24年8月27日
〃	Warm Yoigloo	平成24年8月27日
〃	Rosy Yoigloo	平成24年8月27日
Rosa L.	イナナカ 静岡県三島市三島37-2	平成24年8月6日
〃	Schahana Piet Schreurs Holding B.V. Hoofdweg 81, 1424PD De Kwakel, The Netherlands	平成24年8月3日
〃	SCHIROI	平成24年8月3日